輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物	名:		
メーカー	-名:		
型及び鉋			

©CISTEC

©CISTEC	型及び銘柄:			
2020.02.05施行政省令等対応(1/3)				
3の2(1)軍用の細菌製剤の <u>原料として用いられる生物、</u>		1	ĺ	
毒素若しくはそのサブユニット				
	判定欄	注釈	記り	八 欄
<u>又は遺伝子</u> であつて、				
経済産業省令で定めるもの				
	74 VI O			
[省令]第2条の2[第1項]輸出令別表第1の3の2の項	該 当 〇			
(1) の経済産業省令で定めるものは、	非該当 ×			
次のいずれかに該当するものとする。	対象外 -			
一 ウイルス(ワクチンを除く。)であって、	[]			
7 1707 (<u>277) 2</u> [M (°) / CM 2 C(7 FA M		
	« »] 除外		
アフリカ馬疫ウイルス、	[]			
アフリカ豚熱ウイルス、	Г٦			
	L 7			
<u>アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス</u> 、	L			
アンデスウイルス、	[]			
エボラウイルス属の全てのウイルス、	r i			
	L 1			
黄熱ウイルス、	L			
オムスク出血熱ウイルス、	[]			
オロポーチウイルス、	r i			
	r j			
ガナリトウイルス、	L			
キャサヌール森林病ウイルス、	[]			
牛疫ウイルス、	ا أَ أَ			
	ا ا			
クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、	LJ	てい	ĺ	
口蹄疫ウイルス、	[]	* 蹄		
高病原性鳥インフルエンザウイルス	įį			
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	ГЛ			
(H5又はH7のH抗原を有するものに限る。)、		1	ĺ	
SARSコロナウイルス、	Г٦			
再構成1918年インフルエンザウイルス、	i i			
	L J			
サビアウイルス、				
サル痘ウイルス、	Г٦	すう		
小反芻獣疫ウイルス、	i i	* 恕		
	r j	不知		
シンノンブレウイルス、	[]			
水胞性口炎ウイルス、	Г٦			
	i i			
西部ウマ脳炎ウイルス、	r j			
セントルイス脳炎ウイルス、	[]			
ソウルウイルス、	Г٦			
	i i			
ダニ媒介脳炎ウイルス(極東型に限る。)、	L J			
チクングニアウイルス、				
チャパレウイルス、	Г٦			
	į į			
跳躍病ウイルス、	r j			
<u>テュクロウイルス</u> 、		そう		
痘瘡ウイルス、	Г٦	*瘡		
東部ウマ脳炎ウイルス、	ří	· ~L		
	L J			
ドブラバーベルグレドウイルス、	L			
ニパウイルス、	Г٦			
日本脳炎ウイルス、	ří			
	L 1			
ニューカッスル病ウイルス、	اً اِ	1	ĺ	
<u>ハンタンウイルス</u> 、		1	ĺ	
	Г٦			
豚水胞病ウイルス、	ר ל			
73.73.72.73.7 T	Γ̈́	1		
豚テシオウイルス、	LJ	1		
κ ヘルペスウイルス -1 、	[]	1	ĺ	
フニンウイルス、	Īį	1	ĺ	
	ا ا	1	ĺ	
ブルータングウイルス、	L J			
ベネズエラウマ脳炎ウイルス、	[]			
ヘンドラウイルス、	i i			
	ا ا	1		
<u>ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド</u> 、	LJ	1		
ポワッサンウイルス、	[]	1		
マチュポウイルス、	l ří	1	ĺ	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	L 7	1	ĺ	
マールブルグウイルス属の全てのウイルス、	LJ	1	ĺ	
マレー渓谷脳炎ウイルス、	[]			
ヤギ痘ウイルス、	īī			
	L 1			
羊痘ウイルス、	Ē]	1		
ラグナネグラウイルス、	[]	1		
ラッサウイルス、	l ř i	1		
	ا ا ا	1		
ランピースキン病ウイルス、	Ē]	1		
リッサウイルス属のウイルス (狂犬病ウイルスを含む。)	[]	1		
リフトバレー熱ウイルス、	ří	1		
711.7	ا أ			
リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、	L J			
ルヨウイルス	[]			
又はロシオウイルス	į į	1		
入はロマルソイルへ	ГЛ			

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2020.02.05施行政省令等対応(2/3)			
3の2(1)軍用の細菌製剤の <u>原料として用いられる生物、</u>			
毒素若しくはそのサブユニット	加宁棚) 10H	⇒1 1 HB
<u>又は遺伝子</u> であつて、	判定欄	注釈	記 入 欄
経済産業省令で定めるもの			
[省令]第2条の2[第1項]輸出令別表第1の3の2の項	該 当 〇		
(1) の経済産業省令で定めるものは、	非該当 ×		
次のいずれかに該当するものとする。	対象外 -		
二 細菌(<u>ワクチン</u> を除く。)であって、			
	« »	〕除外	
アルゲンチネンス菌(ボツリヌス神経毒素産生株に限る。	[]		
<u>ウェルシュ菌</u> (イプシロン毒素産生型のものに限る。)、	[]		
ウシ流産菌、	[]		
オウム病クラミジア、	F 1		
牛肺疫菌(小コロニー型)、	[]		
コクシエラ属バーネッティイ、			
コレラ菌、			
志賀赤痢菌、		7	
<u>心具外州</u> 國、 炭疽菌、		それ点	
		*疽	
チフス菌、	[]		
腸管出血性大腸菌	[]		
(血清型O26、O45、O103、O104、			
O111、O121、O145及びO157)、		しん	
発疹チフスリケッチア、	[]	*疹	
バラチ菌(ボツリヌス神経毒素産生株に限る。)、	[]		
鼻疽菌、	[]		
ブタ流産菌、	[]		
ブチリカム菌(ボツリヌス神経毒素産生株に限る。)、	[]		
ペスト菌、	[]		
ボツリヌス菌、	г i		
マルタ熱菌、	l i i		
山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株	[]	ե	
野兎病菌、		と *鬼	
又は類鼻疽菌			
入16从并近四	L J	そ * 疽	
三 毒素(免疫毒素を除く。)であって、	7 1	↑111.	1
三 毒素(免疫毒素を除く。)であって、		7 PA AI	
	()]除外	
アフラトキシン、	[]		
アブリン、	[]		
ウェルシュ菌毒素(アルファ、ベータ1、ベータ2、			
イプシロン又はイオタの毒素に限る。)、			
HT-2トキシン、	[]		
黄色ブドウ球菌毒素	[]		
(腸管毒素、アルファ毒素			
及び毒素性ショック症候群毒素)、			
<u>コノトキシン、</u>	[]		
コレラ毒素、	[]		
志賀毒素、	l i i		
ジアセトキシスシルペノール、	l i i		
$T-2$ $\uparrow + \hat{\nu} \rightarrow \hat{\nu}$	1 1		
テトロドトキシン、	1 1		
ビスカミン、			
<u>レヘルミン</u> 、 ボツリヌス毒素	L 1		
<u>ホノリメヘ毎系</u> ボルケンシン、	L J		
•			
ミクロシスチン			
又はモデシン	[]		
m V. II) challe) et 2 2 - 2			
四 前号に該当するもののサブユニット		→前号	
		=三号	
			I

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

20.02.05施行政省令等対応(3/3)				
3の2(1)軍用の細菌製剤の <u>原料として用いられる生物、</u>				
毒素若しくはそのサブユニット	判定欄	注釈	記	入欄
又は遺伝子であつて、	1 JAC IM		но ,	IN
経済産業省令で定めるもの				
省令]第2条の2[第1項]輸出令別表第1の3の2の項	該 当 〇			
(1)の経済産業省令で定めるものは、	非該当 ×			
次のいずれかに該当するものとする。	対象外 -			
アー のサウルサギィン	ļ			
五 細菌又は菌類であって、				
<u>クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペドニカス、</u>	[]			
<u>コクシジオイデス・イミチス</u> 、	[]			
<u>コクシジオイデス・ポサダシ</u> 、	[]			
コクリオボールス・ミヤベアヌス、	[]			
コレトトリクム・カーハワイ、				
ザントモナス・アクソノポディス・パソバー・シトリ、	l , ,			
ザントモナス・アルビリネアンス、				
<u>ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ、</u>	[]			
<u>シンキトリウム・エンドビオチクム、</u>	[]]		
スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、	[]			
<u>セカフォラ・ソラニ</u> 、	[]			
 チレチア・インディカ、	[]			
プクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・	ו ז			
グラミニス、				
•				
<u>プクシニア・ストリイフォルミス、</u>	L J			
<u>ペロノスクレロスポラ・フィリピネンシス</u> 、	[]			
<u>マグナポルテ・オリゼ</u> 、	[]			
<u>ミクロシクルス・ウレイ</u>	[]			
又はラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び	[]			
次亜種 2				
,				
六 遺伝子を改変した生物(意図的な分子操作によって核酸の	[]	1		
塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。)であって				
次のいずれかを有するもの又は遺伝要素(染色体、ゲノム、				
プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸				
断片を含む不活性化された組織体を含む。)であって				
次のいずれかの塩基配列を有するもの				
イ 第一号に該当する遺伝子	[]			
ロ 第二号又は前号に該当する遺伝子のうち、人、動物若しくは	[]	→前号		
植物の健康に重大な危害を与えるもの(転写又は翻訳した		=五号		
生産物を通じて危害を与えるものを含む。)又は病原性を				
付与若しくは増強することができるもの(血清型O26、	« »	〕除外		
<u>17年10、は増加する</u> ことができるもの、血情至020、 O45、O103、O104、O111、O121、	" "	ין אואן ב		
O145、O157その他の志賀毒素を産生する血清型を				
もつ <u>大腸菌の核酸の塩基配列(志賀</u> 毒素又はそのサブユニ				
<u>ットの遺伝要素を持つものに限る。)を有するもの以外の</u>				
<u>もの</u> を除く。)				
ハ 第三号又は第四号に該当するもの	[]	1		
]			
	判定結	里	□該当	□非該当
		1不	山荻田	ロが必当
成責任者:(作成年月日: 年 月 日)	該当項番	(+ <i>m</i> - ~~~	· -	7
†L &		表第1の項番		J
社 名	② 貨物等省	合の条項号等	の番号等	٦
尾。 沙啦	L			J r
属・役職	L			
リ ガ †)				
<i>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</i>				
<u> </u>				
赶				